

第17回総会 平成30年10月30日

局長 起立、一同礼、着席

局長 総会に先立ちまして、10月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

今月は、相続2件、使用貸借合意解約11件、賃貸借合意解約17件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 ただ今から平成30年度第17回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

議長 本日の出席状況を報告します。本日は、32番〇〇委員が欠席で他は出席であります。本日の議案件数であります。5件を提案しております。

議長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。6番〇〇委員、31番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第101号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第101号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：その他1件、田1,335㎡、計も同じです。合計1件、田1,335㎡、合計1,335㎡です。

先ず1項を説明します。譲受人：日向市財光寺の〇〇、譲渡人：清武町加納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他1筆、台帳・現況とも田、面積1,335㎡、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル360枚です。

議長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

1番 今回は27番〇〇委員と私（1番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る10月19日午前8時30分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局から

兒玉主幹と橋口局長同行のもと、農地農地法第5条1件、非農地証明1件の現地調査を行いました。なお、非農地証明の現地確認には〇〇委員にもご同行いただいています。順次報告しますので皆様のご審議をよろしくお願ひします。

27 番 1項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落であります。県道都農・綾線沿いの〇〇から北に約100m進んだ集落内にある農地です。申請の理由であります、申請人の〇〇さんが〇〇さんから売買により所有権移転を受けて太陽光発電施設を設置することで、安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということで申請に至ったということであります。現地の状況は、東側は水路を挟んで市道、西側は農地、南側は水路を挟んで宅地、北側は農地であります。雨水対策としては、東側と南側の排水路に放流するということあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、隣接農地に被害を及ぼさないように畝を設置するということあります。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということあります。転用する土地の関係者への同意は得られております。本申請地は、「公共投資のない小規模な農地で第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願ひします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました1項について審議をお願ひします。発言のある方は挙手願ひします。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願ひします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第102号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。
事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第102号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：
売買3件、畑2,094㎡、計も同じです。合計3件、畑2,094㎡、計も同じです。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50a要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局 長 1項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：大阪府豊中市の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番32、登記・現況とも畑、面積1,147㎡、権利の内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10 番 1項について報告します。今回の申請は、以前は〇〇に居住しておられ、現在は大阪府にお住まいの〇〇さんから、譲受人であります上三財の専業農家の〇〇さんへの規模拡大したいという要望による売買になります。譲受人は〇〇地区を中心に水稲、大根、京芋を含め約25,951㎡を作付けされており、申請地には大根を栽培されるとのことであります。農機具につきましては、トラクター、軽トラ、管理機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物へのへの影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、総額〇〇円、10a 当たり〇〇円です。

議 長 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 2 項の説明をお願いします。

局 長 2 項について説明いたします。譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：大分県大分市の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番 5、登記・現況とも畑、面積 826 m²、権利の内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

27 番 2 項について報告します。今回の申請は、大分県大分市の〇〇さんから、譲受人であります都於郡の荒武の専業農家の〇〇さんへの農業経営の安定のため規模拡大したいという要望による売買になります。譲受人は〇〇地区で水稻、茶、みかん、柿を中心に約 43,832 m²を作付けされており、申請地には大根、野菜を栽培されるのであります。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ、普通トラック、管理機等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物へのへの影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 次に担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、総額〇〇円、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 2 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願いま

す。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に3項の説明をお願いします。

局 長 3項について説明いたします。譲受人：調殿の〇〇、譲渡人：調殿の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 121 m²、権利の内容：所有権移転・売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

20 番 3項について報告します。今回の申請は、調殿の〇〇さんから、譲受人であります山角の専業農家の〇〇さんへの規模拡大したいという要望による売買になります。譲受人は〇〇地区を中心に水稻、ピーマン、ニラを含め約 24,315 m²を作付けされており、申請地は苗床として活用されるとのことです。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、軽トラ等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法3条による50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、総額〇〇円10a当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 103 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について
(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 103 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について
(所有権移転)、件数及び面積：田 6,279 m²、畑 685 m²、合計 2 件、面積 6,964 m²で
す。次に項目毎に説明します。

1 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：宮崎市山崎町の〇〇、申請地：大字平郡字〇
〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも畑、田、面積 4,516 m²です。

2 項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：宮崎市恒久の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇
番、登記・現況とも田、面積 2,448 m²で農地中間管理特例事業です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の
移転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を
行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしてあり
ます。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告につ
いては、11 月を予定しております。

議 長 説明がありました 1 項～2 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は
挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第104号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について
(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第104号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について
(利用権設定)、件数及び面積：田187,856㎡、畑68,787㎡、その他(登記・山林、
雑種地、現況・畑)8,848㎡、合計38件、面積265,491㎡、契約期間別内訳：3年
未満、件数3件、田7,657㎡、3年～6年未満、件数4件、田7,481㎡、10年以上、
件数31件、田172,718㎡、畑68,787㎡、その他8,848㎡となります。

項目毎に説明します。

1項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、
登記・現況とも田、面積1,045㎡、11月から5年の賃貸借の新規設定です。

2項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、
登記・現況とも田、面積351㎡、11月から5年の賃貸借の新規設定です。

3項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：鹿野田の〇〇、申請地：大字鹿野田字〇〇番、
登記・現況とも田、面積1,645㎡、11月から5年の賃貸借の新規設定です。

4項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字童子丸字〇〇番、
登記・現況とも田、面積1,201㎡、11月から1年の賃貸借の再設定です。

5項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：児湯郡新富町の〇〇、申請地：大字童子丸字
〇〇番他2筆、登記・現況とも田、面積2,109㎡、11月から1年の賃貸借の再
設定です。

6項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：児湯郡木城町の〇〇、申請地：大字童子丸字

〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積4,347㎡、11月から1年の賃貸借の再設定です。

7項 譲受人：三宅の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字三宅字〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積1,955㎡、11月から10年の使用貸借権の新規設定です。

8項 譲受人：平郡の〇〇、譲渡人：愛知県稲沢市の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番他1筆、登記・現況とも田、面積4,440㎡、11月から5年の賃貸借の再設定です。

9項 譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字藤田字〇〇番他2筆、登記・現況とも田、畑、面積10,334㎡、11月から10年の年金による賃貸借の再設定です。

10項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他50筆、登記・山林、畑、田、現況・畑、樹園地、田、面積16,722㎡、12月から10年の年金による使用貸借権の再設定です。

11項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番2他2筆、登記・現況とも畑、面積5,222㎡、12月から10年の使用貸借権の再設定です。

12項 譲受人：穂北の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番1他26筆、登記・畑、雑種地、現況・畑、面積47,271㎡、12月から10年の年金による使用貸借権の再設定です。

13項から38項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表で13項を読み上げ後は省略します。

13項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：宮崎市丸山の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番1他22筆、登記・田、畑、現況・田、面積15,354㎡、12月から10年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、11月を予定しております。

議 長 説明がありました1項から38項まで7項を除き一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 農業委員会等に関する法律第31条並びに西都市農業委員会会議規則第12条の規定により15番〇〇の退席を求めます。

(15番退席)

議 長 7項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(15番着席)

議 長 議案第 105 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 105 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について、番号 1 の説明
をいたします。

非農地証明明細番号 1、土地の所在：大字下三財字〇〇番 6、地目・台帳・畑、現
況・原野、面積 294 m²、所有者：大字下三財〇〇番地 1、氏名：〇〇、事由 4 になり
ます。

議 長 番号 1 について地元委員の説明を求めます。

18 番 1 項を報告いたします。三財地区の〇〇集落で県道高鍋・高岡線沿いの〇〇から
西へ約 500m 進んだ集落内の農地です。申請地は〇〇さん所有の農地ですが、20 年
以上前から竹林になっており今後も復元して農地として利用することは困難である
ことから事由 4 と判断しました。皆様のご審議をお願い致します。

議 長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 一度でも耕作していた土地は、法務局では原野とは言わないと聞いていますが、如
何ですか。

事務局 現地には行政書士（司法書士）も一緒に立ち会っていただいておりますが、原野
として判断できるであろうということでありました。再度確認し対応いたします。

5 番 先ほども申しましたが、一度でも耕作していた土地の登記地目は原野ではなく山林
となるのではないのでしょうか。

議 長 法務局にも確認をしてください。

議 長 他にありませんか。

6 番 地図の添付をお願いしたいのですが。

事務局 対応いたします。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 05 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

6 番 _____

31 番 _____